

所有権解除書類（譲渡証明書）発行のご依頼について

丸富グループ各社所有権付き登録書類の所有権解除（譲渡証発行）については、店頭での受付・即時発行はしていません。インターネットまたは郵送にて申し込み受け付け後、担当部署にて各書類を確認のうえ、譲渡証明書の発行、発送をいたします。名義変更登録手続き（移転登録）については、管轄陸運支局・行政書士などにご相談ください。

www.marutomi-hd.co.jp/faq

■インターネット（PC・スマートフォン）からのお申込み

弊社ウェブサイトの「よくあるお問い合わせ」ページからお申し込みください。



■郵送でのお申込み

下記所有権解除係へ必要書類をお送りください。

【送り先住所】〒221-0862 神奈川県横浜市神奈川区三枚町 267 丸富ホールディングス(株) 所有権解除係宛

必要書類

・登録証記載の車両使用者ご本人によるご依頼の場合

- 登録証の写し（小型二輪の場合は自動車検査証、軽二輪の場合は軽自動車届出済証のコピー）
※自動車検査証が電子車検証の場合は、所有者などの記載がある自動車検査証記録事項も添付ください。
- 完済証明書（お支払い完了通知書・ご契約終了通知書など完済を証明するクレジット会社発行の書類）
- 車両使用者（登録証使用者欄に記載の方）の免許証の写し
- 所有権解除書類発行申込書（本紙下欄）

※登録証と免許証の住所・苗字が一致しない場合

- 住民票・除票の写しなど（登録証の住所・氏名と免許証の住所・氏名がつながっていることの証明）

・譲り受けた方・代理人が申し込みをする場合

車両使用者ご本人によるご依頼の場合の必要書類に加え、以下書類が必要となります。

- 申込者（受任者）の免許証の写し
- 委任状（本紙下欄）

所有権解除書類（譲渡証明書）発行申込書

当該車両について残債がないことを証明し、譲渡証明書の発行を依頼します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

車名		車台番号	
----	--	------	--

申し込み者（書類送付先・連絡先）

フリガナ 氏名		電話番号	
住所	〒 _____		
メールアドレス	_____		

※申し込み者と車両使用者（登録証使用者欄に記載の方）が違う場合、委任状もご記入ください。

委任状

当該車両について、所有権解除に伴う手続きを上記申し込み者に委任いたします。

車両使用者氏名（自署） _____

Ⓜ

車両使用者住所 _____